

## 茨城県議会議長 飯塚 秋男殿

2014年3月3日

茨城に障害のある人の権利条例をつくる会（茨城県内27団体で構成）

共同代表 稲田康二 川島映利奈

住所 水戸市赤塚 1-1970-5 KTMビル 1B

電話 029-252-8486 FAX 029-252-8487

### 陳情書

今議会に議員提案されます「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（案）」につきましては、委員会に付託し審議をしてから採決にあたるよう陳情致します。

#### 記

マスコミ報道など当会や障害者団体との会合でもありましたように、今議会中にいばらき自民党から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（案）」が議員提案されると伺っています。この条例は、マスコミ報道にもあるように、県民の注目を集めています。そして、条例でも掲げているように、障害当事者はもとより、広く県民全体に関わる条例となっております。

そのことから、当会としましては、準備会から3年ものあいだ、勉強会や条例案づくりにあたり、広く県民的な運動をしてまいりました。

この度、いばらき自民党から提案されます条例案につきましては、いばらき自民党からパブリックコメントを県民に求めました。しかし、その結果どのような意見が出て、条例案にどのように反映されたかも、説明がないままになっています。また、広く県民全体に関わる条例ですので、県民の代表である、議員各位の条例案に対する審議は欠かすことができないと存じます。

それから、茨城県議会が、議会改革特別委員会の答申を受けて、平成24年12月議会にて採択した「茨城県議会基本条例」では

（県民への説明責任）

第20条 議会は、議会運営並びに政策の立案及び決定等について、県民に対して説明する責務を有する。

とあることから、この「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（案）」につきましては、委員会前に提案していただき、委員会に付託し、県民への説明責任を果たし熱心な審議を経てから採決されるよう陳情致します。

尚、審議にあたって、当会が条例についての留意点として、いばらき自民党に提出しました要望書を参考資料として添付致しましたので、議員各位のご審議の参考にしていただけますよう、衷心よりお願い申し上げます。